第１７　健康危機管理体制

湖南地域住民の生命および健康の安全に影響を及ぼすおそれのある事態（いわゆる「健康危機」）に対し、迅速かつ適切な健康危機管理を行い、地域住民の生命および健康の安全を確保するため、湖南地域健康危機管理調整会議を設置している。

なお、健康危機管理とは、従来想定し得なかった医薬品、毒物劇物、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命および健康の安全を脅かす事態が発生し、または発生するおそれがあるときに行う健康被害の発生防止、拡大防止、診療等に関する業務をいう。